

# 広報かるまい お知らせ版 508号 ①



スマホからお知らせ版をご覧ください。  
ぜひ、ご活用ください！

LINE

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

## 森林の伐採・開発には手続きが必要です

森林を伐採、開発する際は、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要となります。

各種手続きは下記までお問合せください。

■届出時期 伐採開始の90日～30日前

【問い合わせ先】

・保安林以外の森林での立木の伐採

産業振興課・農林振興担当 (☎46-4740)

・保安林での立木の伐採や土地の形質の変更

・保安林以外の森林での1haを超える開発行為

(太陽光発電施設の場合0.5haを超える開発行為)

県北広域振興局 二戸農林振興センター林務室

(☎26-8023)

## 森林の土地を取得した時は届出が必要です

個人・法人問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、その土地の面積の大小に関わらず90日以内に所有者届出が必要です。

ただし、国土利用計画法に基づく届出をした場合は不要です。詳しくは、下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当 (☎46-4740)

## 緑の募金を実施します

町では、環境緑化、森林保全のため、緑の募金活動を行っています。各行政連絡区長さんを通じて募金の取りまとめを依頼していますので、積極的なご協力をお願いします。皆さんから寄せられた「緑の募金」は岩手県緑化推進委員会軽米支部事務局（軽米町役場産業振興課内）でお預かりし、緑化推進活動を実施する団体の取組みを支援しています。

地域での植栽・植林の際には、予算の範囲内で苗木購入費用などの助成を行いますので、ご希望の団体は下記までお問い合わせください。

■募金期間 5月29日（金）まで

■対象 軽米町内全域、1世帯当たり100円

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当 (☎46-4740)

## 飲用水確保対策事業補助制度のお知らせ

未給水区域の安全で安定的な飲用水の確保を目的に、飲用井戸の整備に要する費用を補助します。

補助金の額は対象経費の1/2の額で、交付限度額は次のとおりです。

共同実施 世帯数	1世帯 (単独実施)	2世帯	3世帯	4世帯以上
限度額	400,000円	600,000円	800,000円	1,000,000円

また、補助を受ける際は「工事着手前の申請」と「申請年度内での事業完了」が交付要件となります。

■受付期間 4月～12月頃まで

(予算の状況により前後する場合あり)

◎補助を受けることのできない場合

・給水区域内に飲用井戸等を設置する場合

・販売の目的で飲用水井戸等付き専用住宅などを建築するときなど

※詳しくは地域整備課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

地域整備課・上下水道担当 (☎46-4742)

## 固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

◎課税明細書の内容をご覧ください

課税明細書には、所有する固定資産税の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なる場合や住所などの変更があった場合は、納税通知書に同封している「異動届」に内容を記入して税務会計課に提出してください。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

軽米町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

■期間 4月1日（水）～4月30日（木）

※土・日・祝祭日を除く

■時間 8:30～17:00

■場所 軽米町役場1階 税務会計課

※納税通知書及び身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください

◎新築住宅に対する特例措置

一定の基準に該当する住宅は、新築後3年度分又は5年度分は特例が適用され居住部分の床面積が120㎡までの部分については、固定資産税額の2分の1が減額されます。

特例の適用には現地調査及び申請書の提出が必要となりますので、税務会計課までご連絡ください。

【申込み・問い合わせ先】

税務会計課・課税担当 (☎46-4737)

## 町税の納期内納付にご協力ください

－ 令和8年度町税の納期一覧表（兼 納付計画表）－

年	月	納期限	軽自動車税	固定資産税	町県民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	休日相談日 夜間相談日
8	4	4月30日		1期 ( )			4月26日 4月27日
	5	6月1日	1期 ( )				5月17日 5月18日
	6	6月30日			1期 ( )		6月28日 6月29日
	7	7月31日		2期 ( )		1期 ( )	7月26日 7月27日
	8	8月31日			2期 ( )	2期 ( )	8月30日 8月31日
	9	9月30日				3期 ( )	9月27日 9月28日
	10	11月2日			3期 ( )	4期 ( )	10月25日 10月26日
	11	11月30日				5期 ( )	11月29日 11月30日
	12	12月25日		3期 ( )		6期 ( )	12月20日 12月21日
9	1	2月1日			4期 ( )	7期 ( )	1月17日 1月18日
	2	3月1日		4期 ( )		8期 ( )	2月7日 2月8日

※ 納期限は、各月の末日（12月は25日）です。ただし、金融機関が休業日の場合は、翌営業日です。

※ 上記表中の（ ）に税額をメモ書きし、納付計画表としてご利用ください。

### － 町税の納期は、便利な口座振替をご利用ください －

○ 振替日は納期限の日です。残高不足などで振替ができなかった場合、再振替は行いません。後日、役場が送付する納付書により、新岩手農協・岩手銀行、または軽米町役場で納付してください。

○ 口座振替は、以下の金融機関または軽米町役場で手続きができます。手続きには、口座番号を再確認できるものと金融機関の届出印が必要です。

口座振替できる金融機関			
・新岩手農協	・岩手銀行	・青森みちのく銀行	・ゆうちょ銀行（郵便局）

### － 令和8年度 休日・夜間納税相談窓口の開設日のご案内 －

○ 平日や日中に来庁納付できない方や納税について相談したい場合は、納税相談日をご利用ください。

■開設日 上記一覧表のとおり

■開設時間 〈休日〉8:30～12:00、〈平日夜間〉17:15～20:00

■開設場所 軽米町役場 税務会計課窓口

■対応内容 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付及び納税相談

【問い合わせ先】

税務会計課・収納・会計担当（☎46-4737）

広報かるまい

お知らせ版

508号 ②



スマホからお知らせ版をご覧ください。ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

協働参画地域づくりチャレンジ事業を募集します

町では、協働参画による地域づくりの推進を目的に、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して予算の範囲内で支援金を交付します。

■対象事業 行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

■対象経費 事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

■交付額

1、スタートアップ事業（事業申請3回までの事業）  
対象経費の3分の2以内（上限50万円）

2、ステップアップ事業（事業申請4回以上の事業）  
対象経費の2分の1以内（上限額40万円）

■申込締切 5月8日（金）

■審査 ・事業の内容を審議会で審査の上、決定します  
・応募団体の方には、審査会の事業説明会をお願いします

【申込み・問い合わせ先】

政策推進課（☎46-2115）



ホームページ

町の特産品を活用した商品開発に補助します

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業（次のいずれかに該当する取り組み）

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発（必須） ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ（必須） ・当該商品の販路開拓に係る仕組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取組み (商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月12日（金）まで

■提出書類 A～Cの提出書類が異なるため、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

※事業代表者（代理も可）は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明な点は、ホームページをご覧ください。

【書類の提出先・問い合わせ先】

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85

軽米町役場 産業振興課・商工観光担当

（☎46-4746）（FAX46-2335）



ホームページ

軽米町育英資金貸与生を募集します

■対象（すべてに該当する方）

- ①町内に居住する方の子であること
- ②高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学していること

※令和8年4月に入学する方を含みます。

③経済的理由により修学が困難と認められること

■貸与月額

区分	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校 (短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む)	51,000円以内
高等専門学校	30,000円以内
高等学校等	15,000円以内

■返済について

卒業の1年後から、最長15年以内で返済していただきます。（無利子）

■募集期間 4月1日（水）～4月30日（木）

※提出書類等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

【申込み・問い合わせ先】

教育委員会事務局（☎46-4743）



ホームページ

地域食堂トコかるキッチンのお知らせ

地域みなさんと美味しいご飯を食べながら楽しい時間を一緒に過ごしませんか。

■日時 4月25日（土）、5月23日（土）

6月20日（土）

11:00～13:30

・受付は13:00まで、食事の提供は13:30で終了

※時間前でも食材がなくなり次第、終了となります。

・料金は、子どもは無料、大人は100円です。

■場所 居場所トコトコかるまい広場

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

## 住宅リフォーム奨励事業で かるまい共通商品券を交付します

現在お住いの住宅の耐久性や住環境を高めるためにリフォーム工事をする方に、経費に対し予算の範囲内で商品券を交付する事業です。

※この事業は事前に審査があるため、工事着工の1週間前までに申請してください。

### ■交付対象者

- ①町内に住所を有する方。
- ②町内に建てられている住宅の所有者の方。
- ③町税等滞納していない方。
- ④対象工事について他の補助金を受けていない方。



※対象工事を分割することで組み合わせも可能であることから事前にお問い合わせください。

※同じ申請者あるいは同じ住宅で、前回商品券の交付を受けてから5年を過ぎると再度申請することができます。

### ■対象工事

- ①対象工事に要する経費が30万円以上（消費税抜）の工事であること。
- ②町内に営業所を有する法人又は個人の施工業者に依頼して行う工事であること。
- ③申請した年度内に完了する工事であること。

※令和3年度から下水道関連工事で、管路及び接続工事も交付対象になりましたが、住宅に付随する外構、植栽工事など対象外となる工事もあります。

### ■商品券交付額

- ①対象工事に要する経費の10%以内で15万円を限度とします。

### 【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当（☎46-4741）

## 男性の料理教室開催のお知らせ

「自分が食べたい食事を自分の手で作れる」ことを目指して、男性限定の料理教室を開催します。

■日時 4月21日（火）10:00～13:00

■会場 健康ふれあいセンター

■内容 いわしの梅煮 など

■参加費 無料

■持ち物 米1合、エプロン、三角巾かバンダナ

■参加申込み

4月15日（水）までに電話で申込ください。

【申込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

## オレンジカフェかるまい 「かだある茶屋」のお知らせ

オレンジカフェかるまい「かだある茶屋」は、地域の方がどなたでも参加できる、認知症をテーマにしたつどいの場です。お茶を飲みながら物忘れのことや、生活のことなど語り合いませんか。認知症の方やご家族はもちろん、認知症について知りたい、という方もぜひお気軽にお立ち寄りください。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。

■日時 4月23日（木）13:30～15:00

■場所 居場所トコトコかるまい広場

■対象 認知症の方・ご家族、地域の方どなたでも参加可

■申込方法 不要

■その他 参加無料

【問い合わせ先】

地域包括支援センター（☎46-3906）

## 令和8年度軽米町 生涯学習カレンダーの訂正

令和8年度軽米町生涯学習カレンダーに次のとおり誤りがございました。お詫びして訂正します。

◎10月 軽米町小学校駅伝競走大会（ハ）

誤 13日（火） → 正 8日（木）

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当

（☎46-4744、FAX46-3050）

## 巡回展示「手づくり絵本展」

子供たちのかわいい作品から大人の力作まで、手作りの絵本69点を展示します。すべて県内の方の作品です。どうぞ、お手にとってご覧ください。

■日時 4月9日（木）～4月12日（日）

9:00～18:30（土日は17:00まで）

■場所 かるまい文化交流センター宇漢米館内

軽米町立図書館

【問い合わせ先】

町立図書館（☎46-4333）

再掲載

## 令和8年経済センサスー活動調査 を実施します

全ての産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国及び地域別に明らかにすることを目的に令和8年6月1日を基準日として、令和8年経済センサスー活動調査を実施します。

調査対象は、全国全ての事業所及び企業です。

【回答方法について】

4月からインターネット回答用の調査票が各事業所へ郵送されます。

インターネットでの回答が確認できなかった事業所や新設の事業所には、5月末までに調査員が紙の調査票を持参し、回答を依頼します。

調査へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当（☎46-2115）

再掲載

# 広報かるまい お知らせ版 508号 ③



スマホからお知らせ版をご覧ください。  
ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行  
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集  
電話 46-2115 / FAX 46-2335

## 会計年度任用職員を募集します

- 職 種 土木作業員
- 募集人数 3名
- 応募資格 普通自動車運転免許
- 職務内容 道路維持業務全般  
(草刈、側溝泥上げ、維持補修など)
- 雇用期間 5月1日から10月31日まで
- 勤務日 月曜日～金曜日
- 勤務時間 8:00～16:45まで(休憩60分)
- 報 酬 月額199,500円
- 応募方法
  - ・ハローワークに求職登録し紹介状交付を受け、履歴書(写真貼付)・紹介状を地域整備課・環境整備担当へ提出
  - ・直接申し込む場合、履歴書、免許・資格証の写しを地域整備課・環境整備担当へ提出
- 応募締切 4月20日(月)17時必着(郵送可)
- 面接日程 随時
- 【申込み・問い合わせ先】  
地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

## 令和8年度带状疱疹予防接種 (定期接種)のお知らせ

令和8年度带状疱疹予防接種を次のとおり実施します。今年度に対象となる方には5月下旬をめどにご案内する予定ですので、接種を希望される方は、案内があるまで今しばらくお待ちください。

- 定期接種の対象となる方
  - ①年度内に65歳を迎える方
  - ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
  - ③経過措置として次の方も対象となります
    - ・年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
- 接種期間(令和8年度)  
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
- 【問い合わせ先】  
健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

## 令和8年度の介護保険料の特例措置のお知らせ

介護保険事業は3年を1期とし、現在、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の3年目となっております。この事業運営の財源となる介護保険料は、市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としています。

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上がったことにより、介護保険料が収入不足となることで、事業運営に支障が出る恐れがあるため、令和8年度の介護保険料の算定に限り、税制改正の影響を受けないように介護保険法施行令が改正されました。

そのため、税制改正の影響により令和8年度の市町村民税が非課税となった場合でも、介護保険料では市町村民税を課税として算定されることがあります。

介護保険制度を維持するための措置となりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。詳細については二戸地区広域行政事務組合ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)  
二戸地区広域行政事務組合 介護保険推進室  
(☎23-7772)



↑ホームページ

## チームオレンジかるまい『ゆったり介護の会』 「みんなで！花見っこしまし よう！！」を開催します

チームオレンジとは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で支援する取り組みのことです。『ゆったり介護の会』はチームオレンジかるまいの軸としてこれからも認知症の理解を広める取り組みを行っていきます。

今年度一回目の『ゆったり介護の会』は、誰でも参加できるお花見を開催します。みなさんと一緒にゆったりとお花見を楽しみませんか？桜を眺めながらおしゃべりをしたり、お茶やお菓子をつまみながら心温まるひとときを過ごしましょう。介護や認知症についてのお話を聞いてみたいという方も、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

- 日 時 4月16日(木)13:30～15:30
- 場 所 防災センター周辺
- 対 象 どなたでも参加可能。出入り自由
- 申込方法 申込み不要
- そ の 他 参加費300円(お茶・お菓子代としてご協力をお願いします。)

【問い合わせ先】

ゆったり介護の会(☎46-3560)代表:竹澤  
軽米町地域包括支援センター(☎46-3906)

## 町営住宅の入居者を募集します(下向川原住宅2戸)

### ■募集住宅の概略

◎町営下向川原住宅7号(軽米町大字上館19-16)

規格等:木造平屋1戸建2DK(74.42㎡)平成19年度建築 家賃:月額20,900円~41,100円(4段階)

◎町営下向川原住宅14号(軽米町大字上館19-16)

規格等:木造平屋1戸建2DK(74.42㎡)平成21年度建築 家賃:月額21,100円~41,500円(4段階)

※なお、家賃は入居する世帯の収入と扶養者等の内容により異なります。

### ■入居資格

(1)現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮※していること。ただし、60歳以上の方、障害をお持ちの方は単身入居ができる場合があります。

※家庭内の問題(親子関係の不仲など)を理由に別居を希望する場合等は困窮ではないため、申込みできません。

(2)入居しようとする世帯員の所得を合算した金額が、法令で定められた基準内であること。

(3)町税等を滞納していないこと。

(4)申込み及び同居しようとする人が暴力団員でないこと。

■入居時期 令和8年5月中旬(予定)

### ■申込み方法

○申込み書類に必要事項を記載のうえ、地域整備課 環境整備担当まで提出をお願いします。

○申込み書類については、地域整備課(役場2階)にて配布します。また、町のホームページからもダウンロード可能です。

○申込みの際には、申込み書類のほか、入居資格の有無にかかる審査に利用するため、「個人番号(マイナンバー)の提供について」を併せて提出願います。提供いただけない場合、所得課税扶養証明書、住民票などの提出が必要となります。

詳しくは、地域整備課 環境整備担当までお問い合わせください。

■募集期間 4月9日(木)~4月20日(月) 9:00~17:00まで ※土曜・日曜・祝祭日を除く

### ■その他

○入居希望者が複数の場合には抽選のうえ決定させていただきます。

○入居決定の際には、下記のものが必要となります。

・敷金(家賃の3カ月分)の納付 ・連帯保証人(2名)の所得証明書 ・印鑑登録証明書

【申込み・問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

## クマ出没警戒のお願い

町内にて令和7年より頻繁にツキノワグマの出没が確認されており、日頃の注意が必要です。

町民の皆様におかれましては、自宅付近でも外出や屋外作業の際は、突然のツキノワグマの出没に注意してください。特に、森林の近くで活動される場合は、鳥獣が隠れやすい藪などから突然のツキノワグマの出没に警戒してください。

また、「自宅付近の藪の刈払い」、クマの誘因物の除去として「屋外の野菜果樹の速やかな収穫」、「残飯を屋外に放置しない取組」に御協力をお願いします。

なお、県内のツキノワグマの被害を考慮して令和8年3月24日に岩手県より「ツキノワグマの出没に関する注意報」が発表されておりますので、下記を参照してください。

### ◎山林内(クマの生息域)における対策

・事前に入山地域の出没情報や被害情報を確認する  
・複数人で行動し、明け方、夕方の入山は避ける  
・鈴やラジオ等の音の鳴るグッズを常に鳴らして存在をアピールする

・食べ残し等、エサになるものを放置しない

・撃退グッズ(攻撃スプレー等)を携帯する

・クマの糞や足跡を見たら引き返す

### ◎人里における対策

・家屋や倉庫などについても施錠するなど、クマを侵入させない対策をする。

・廃棄野菜や生ごみ、コンポストの管理を適切に行う。

・屋外やクマが侵入できる納屋に果物、穀物、ペットフード等を保管しない

・電気柵を設置し、クマを寄せ付けない対策をする

・庭先果樹は適期が来たらなるべく速やかに収穫する

・農地周辺の藪を刈り払い、見通しの良い環境を整備する

### ◎クマに遭遇した場合の対策

・背を向けて走って逃げない

・目を離さず静かにゆっくり後退する

・親子グマに注意する

・風向きに注意して撃退スプレーを使う

・クマが攻撃してきたら両腕で顔や頭をカバーし、体を丸くして地面に伏せて防御する

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(☎46-4739)